

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
X-262	サイバーセキュリティに係るハイスキ ル人材教育の実施	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和8年3月10日(火)（11:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和8年 3月 2日（月） 12:00 までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 6日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

適合条件

サイバーセキュリティに係るハイスキル人材の教育の実施では、以下に掲げる条件を満たすこと。

1 講師の要件

契約相手方は、派遣する講師について、次に掲げる要件のうち、いずれか1つを満たす*こと。

(1) 次に掲げる要件のうち、講師は、公告の日において、2つ以上の有効な資格を有すること。

ア 米国 ISC2 が認定する CISSP

イ 米国 SANS Institute が認定する GIAC(ただし、FUNDAMENTALS 及び INTRODUCTION に属するものを除く。)

ウ 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に規定する情報処理安全確保支援士

エ 技術士法(昭和58年法律第25号)に規定する技術士(情報工学部門)

オ サイバーセキュリティを専攻分野とする研究によって学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める博士の学位(相当する外国の学位を含む。)を授与された者

(2) 次に掲げる要件のうち、講師は、公告の日において、2つ以上の経験を有することを現に所属する組織の長等が証明できること。

ア マルウェア解析の経験を3年以上有していること

イ 脆弱性検査の経験を3年以上有していること

ウ デジタルフォレンジックの経験を3年以上有していること

エ I o Tシステムの脅威分析の経験を3年以上有していること

オ セキュリティオペレーションセンター(SOC)において、攻撃への対処業務の経験を3年以上有していること

2 教育体系の証明

契約相手方は、防衛省・自衛隊の要求に応じた受講プログラムの設計能力があることを、過去実績(防衛省・自衛隊からの教育関係の受注を受けた契約書などの写し)または自社(グループ会社及び委託先を含む。)の教育等がIPAスキルレベル4相当であることがわかる資料をもって証明すること。

3 提出書類

1及び2の条件を満たすことが客観的に示されているもの。

虚偽がないこと。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出期限等は下表のとおりとする。

表一提出書類

名 称	数量	提出時期	媒体	提出場所
(1) 講師の要件に係る証明書類※	1部	令和8年3月 2日(月)12 00まで	任意(会社 名等を表示 したうえで 綴るものと する。)	防衛省大 臣官房会 計課契約 係
(2) サイバーセキュリティに関する教育体系を有することの証明				

※ 講師が複数人に渡る場合はそれぞれの講師について提出すること。

仕様書			
件名	サイバーセキュリティに係るハイスキル人材教育の実施	作成年月日	令和8年1月30日
		作成課	整備計画局 サイバー整備課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省（以下「官」という。）の、サイバーセキュリティに関する業務に従事する者（以下「サイバー要員」という。）に対して契約相手方が実施する、サイバーセキュリティに関する教育（以下「本教育」という。）の実施について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

- 情報処理の促進に関する法律（昭和43年法律第90号）
- 技術士法（昭和58年法律第25号）
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）

2 本役務に対する要求

2.1 本役務の概要

日々高度化・複雑化するサイバー領域における脅威に対応するため、サイバー攻撃等への対処を行うサイバー要員に対し、高度な知識や技術を習得させる。

2.2 教育内容

a) 教育実施要領

- 教育は、集合教育（オンライン形式も含む）により実施するものとする。
- 教育対象の隊員（以下「受講者」という。）の人数は12人とする。（基準）
- 教育時間は、各日6時間以上を基準とし、講師等の都合等を考慮して教育実施計画書において設定するものとする。なお、午前及び午後の間に1時間休憩を挟むものとする。
- 教育は原則として日本語で実施するものとし、講師が日本語話者でない場合は同時通訳者を必要数手配すること。また、教材が日本語で作成されていない場合、適宜日本語訳又は補助資料を付すこと。
- 教育のレベルは、ITスキル標準（以下「ITSS」という。）レベル3の者をITSSレベル4に育成するものとする。

b) 教育実施場所

対面形式（実地開催）の場合、教育実施場所は、防衛省から公共交通手段等を用いて60分以内に到着する場所を基準とし、契約相手方が準備するものとする。

c) 教育実施日程

教育実施日程は、原則として令和8年3月下旬までのうち土日を除く、5日間を基準とし、変更が必要な場合は、官側との調整による。

d) 教育実施環境の構築

契約相手方は、教育に必要な以下の教育実施環境を準備し、受講者に提供するものとする。

1) 講師の派遣

契約相手方は、教育を実施する講師について、サイバーセキュリティに関する知識やスキルを十分に備えた講師を派遣し、受講者に対し必要な指導を行うものとする。

この際、契約相手方は、講師にその能力が十分であることを官側に対し、サイバーセキュリティに係る事業及び教育に従事した実績に加え、保有するサイバーセキュリティ関連資格を届け出ることにより証明するものとする。

2) 教育環境

対面形式(実地開催)の場合、契約相手方は、教育実施に必要な教育環境(受講者の操作端末、通信回線を含む。)を整備し、教育実施場所に設置すること。教育を受講するうえで十分足りるだけの、処理速度、通信速度、セキュリティ等を確保したソフトウェア環境及びハードウェア環境を受講者に提供するものとする。

また、契約相手方は、その他の教育に必要な機材を準備することとする。

e) 教育カリキュラムの設計

契約相手方は、表1を基準として官側と調整の上で教育カリキュラムを設計する。

表1 教育カリキュラム

番号	教育項目	教育内容	教育時間 (基準)	備考
1	セキュリティ概論	セキュリティの基本的な概念と定義、情報資産に対する脅威及び脆弱性の基本的な考え方について教育する。	1時間	座学
2	サイバーセキュリティの基礎	サイバーセキュリティの各分野(関連法制度、組織マネジメント、暗号認証、ソフトウェアセキュリティ及びネットワークセキュリティ)の基礎について教育する。また、サイバー攻撃とセキュリティ実践の基礎について、バッファオーバーフローを題材に教育する。	3時間	座学・ 実習
3	ネットワークとWebの構築技術とセキュリティ技術	ネットワークとWebの構築技術、セキュリティ確保技術及びセキュリティ運用技術の最新動向を教育する。	1.5時間	座学
4	ネットワークセキュリティ技術演習	検査ツールを利用したサーバに対する脆弱性検査及び検査結果の報告方法等を実践的に行うとともに、発見された脆弱性の是正を実習する。	2.5時間	実習
5	Webアプリケーションセキュリティ検査技術演習	脆弱性を持つWebサーバに対し、主要なセキュリティ検査及び検査結果の報告等を実践的に行うとともに発見された脆弱性の是正を実習する。	2.5時間	実習
6	デジタルフォレンジック技術演習	デジタルフォレンジックの基礎知識・技術を習得し、演習環境で用意された実践的なフォレンジックに自ら取り組み、基本的なスキルと分析能力を身につける。 また、実際に発生したインシデント等を題材に、攻撃の背景や流れを分析することで、現実の脅威を深く理解し、実務に直結する知見を得る。	6時間	座学・ 実習
7	CSIRTの構築と運用・強化	インシデント対応組織(CSIRT)の立ち上げと運用及びCSIRT連携について教育する。	2.5時間	座学・ 実習
8	IoTの脅威分析	IoTシステムのセキュリティについて、リスクを想定し、対策する計画を立てる脅威分析技術について実習する。	2.5時間	実習

番号	教育項目	教育内容	教育時間 (基準)	備考
9	ハッキングとサイバーインテリジェンス	サイバーセキュリティに関する多様な問題の例としてハッキングとマルウェアを取り上げ、解析に必要な技術について教育する。また、これらの問題に対処するためのインテリジェンスについて教育する。 また、公開情報（OSINT）を活用した調査手法や分析技術を教育し、サイバー攻撃に対処するためのインテリジェンス生成プロセスや、その活用による予防的対策の構築について実習する。	3時間	座学・実習
10	スレッドハンティングの基礎	未知の脅威や侵害痕跡を能動的・反復的に探索し、洗い出すスレッドハンティングの基礎知識を教育し、必要な技術について実習する。	5時間	座学・実習
11	全体総括とセキュリティの最新動向	本教育全体の振り返りを行うとともに、サイバー攻撃の最新動向や、量子暗号などのセキュリティ技術の最新動向について教育する。	0.5時間	座学・討議

f) 教育資料の提供

契約相手方は、教育資料を準備し、受講した隊員が個々に持ち帰ることが出来るものとする。なお、教育資料については、事前に官側に提出し確認を受けるものとする。

g) 受講証明書及び受講記録の発行

- 1) 契約相手方は、受講者の受講状況を掌握し、受講者の氏名及び受講時間を記した受講証明書を発行すること。
- 2) 契約相手方は、受講者の受講状況を一覧表とし、官に提出すること。

3 教育実施計画

3.1 教育実施計画書の作成

契約相手方は、契約後速やかに次に示す事項を含む教育実施計画書を作成し、官側と調整の後に提出し、承認を得るものとする。また、教育実施計画書に変更の必要が生じた場合は、同じ手続を取るものとする。

- a) 教育日程
- b) 教育項目及び時間配分
- c) 教育項目ごと、習得させる知識及び技能の目標
- d) 教育項目ごと、使用する教育資料（レジュメ、参考書）
- e) 教育項目ごと、教育の手法（講義、実習等）
- f) 講師一覧（氏名、担当の教育項目、講師経験等）

4 検査

検査については、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類等を官側に提出するものとする。

表2 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	媒体
1	教育実施計画書	1式	契約後速やかに	防衛省整備 計画局サイ バー整備課	電子媒体 ※
2	教育資料（レデュ メ、参考書）	1式	教育開始の1週間 前を目途に官側の 確認を終えること		
3	受講成績記録	1式	履行期間最終日ま で		電子媒体 ※
4	受講証明書	受講者ご とに各1 部	履行期間最終日ま で		任意

※ 提出書類について、ファイル形式はPDF及びMicrosoft office（Word又はPowerPoint）とし、電子メールにより提出する。ただし、教育実施計画書については電子メールによる送付のみ可とする。

6 実施体制の整備

6.1 講師について

契約相手方は、派遣する講師について、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか1つを満たすこと。

- a) 次に掲げる資格のうち、公告の日において、2つ以上の有効な資格を有すること。
- 1) 米国 ISC2 が認定する CISSP
 - 2) 米国 SANS Institute が認定する GIAC（ただし、FUNDAMENTALS 及び INTRODUCTION に属するものを除く。）
 - 3) 情報処理の促進に関する法律（昭和43年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士
 - 4) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）
 - 5) サイバーセキュリティを専攻分野とする研究によって学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める博士の学位（相当する外国の学位を含む。）を授与された者
- b) 次に掲げる業務経験のうち、公告の日において、2つ以上の経験を有することを現に所属する組織の長等が証明できること。
- 1) マルウェア解析の経験を3年以上有していること
 - 2) 脆弱性検査の経験を3年以上有していること
 - 3) デジタルフォレンジックの経験を3年以上有していること
 - 4) IoTシステムの脅威分析の経験を3年以上有していること
 - 5) セキュリティオペレーションセンター（SOC）において、攻撃への対処業務の経験を3年以上有していること

6.2 教育体系について

契約相手方は、防衛省・自衛隊の要求に応じた受講プログラムの設計能力があることを、過去実績（防衛省・自衛隊からの教育関係の受注を受けた契約書などの写し）または自社（グループ会社及び委託先を含む。）の教育等がIPAスキルレベル4相当であることがわかる資料をもって証明するこ

と。

7 契約相手方の責務

- a) 契約相手方は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を官側に連絡し、その指示に従うこと。
- b) 契約相手方は、業務の過程において官側から指示された事項については、迅速かつ的確に実施すること。
- c) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、官側と密に連絡調整を行い、官側と協議の上で適宜進捗状況について報告を行うこと。
- d) この仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、速やかに官側に内容を確認し、官側の指示に従うこと。

8 著作権等

- a) 提出文書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- b) 契約の相手方は、本業務の提出文書に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- c) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- d) 上項 a) 及び c) において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- e) 本業務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。

9 秘密保持及び個人情報の保護

- a) 本業務を実施するに当たって業務上知り得た情報及び個人の情報を開示し、漏洩し、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- b) 契約相手方の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて契約相手方が負担すること。
- c) この項目については、契約期間の終了後においても同様とする。

10 環境物品等の調達に関する基本方針の遵守

本役務で調達する物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。

11 その他

この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。